

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	聖和看護専門学校
設置者名	医療法人社団大和会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程 (3年課程)	看護学科 昼間部 (3年生) 新課程	夜・通信	2,310 時間	240 時間	
	看護学科 昼間部 (3年生) 旧課程	夜・通信	2,175 時間	240 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表は、学校窓口（事務室）にてどなたでも閲覧することができます。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	聖和看護専門学校
設置者名	医療法人社団大和会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	教育課程編成委員会
役割	実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、企業等との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程（カリキュラム）の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善工夫などを含む。）に活かすことを目的にした組織

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
（現職） 看護学校副校長	2023. 4. 1～2024. 3. 31	看護学校運営的知見がある。
（前職） 高等学校教諭	2023. 4. 1～2024. 3. 31	教育学的知見がある。
（備考）教育課程編成委員とする。		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	聖和看護専門学校
設置者名	医療法人社団大和会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p> <p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p><b>【作成について】</b> 各授業科目について、毎年度、年度末の教員会議により授業科目の講義内容について検討し各担当教員がシラバスを作成している。 学内のシラバス作成により、授業科目名、必要時間数、担当教員、学習目標、授業内容、形態、担当者を明確に提示している。</p> <p><b>【時期について】</b> 翌年度の講義予定は、カリキュラム担当が作成し、4月に学生に配布する。年間予定が決定し、毎月20日に提示できるよう、教員会議で検討し、最終決定の時間割をclassroomの伝言板に掲示している。</p>	
授業計画書の公表方法	教育課程(シラバス)は、学校窓口(事務室)にてどなたでも閲覧することができます。
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p> <p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p><b>学則</b> 履修規程により、単位認定の資格、単位認定方法を明確に記述している。細則として履修規程に単位認定方法を明確に記載し学習成果を評価している。</p> <p><b>履修規程</b> (授業科目の評価及び単位修得の認定) 第7条 学則第9条、10条に定める授業科目の授業評価は、講義、演習、臨地実習の方法で行う。 2 授業科目の評価は、各授業科目終了時に行う。 3 一授業科目を複数講師が担当している場合は、担当講師毎に試験をおこなうことがある。 4 評価は、筆記試験、口頭試問、論文、報告、実技、実習記録等の方法で行う。 (授業科目の受験資格) 第8条 原則として各科目の授業時間数の3分の2以上を出席した者は、当該科目の評価を受けることができる。</p>	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>学則に示した優、良、可の判定を成績の指標としている。終講時試験結果を科目ごとに、最高点、最低点、平均点を計算している。平均点は、科目の試験の妥当性を評価している。</p> <p>その他、学習への取り組みを知るためにGPA 秀4ポイント、優3ポイント、良2ポイント、可1ポイント、不可0ポイント／総単位数を計算し、国試対策や就職活動の指標にしたりしている。</p> <p>学業成績は、授業科目ごとに終講時試験、実習評価により行っている。</p> <p>(授業科目の評価及び単位修得の認定)</p> <p>第7条 学則第9条、10条に定める授業科目の授業評価は、講義、演習、臨地実習の方法で行う。</p> <p>2 授業科目の評価は、各授業科目終了時に行う。</p> <p>3 一授業科目を複数講師が担当している場合は、担当講師毎に試験をおこなうことがある。</p> <p>4 評価は、筆記試験、口頭試問、論文、報告、実技、実習記録等の方法で行う。</p> <p>第11条 臨地実習の評価は、実習科目ごとに行う。</p> <p>2 当該実習の総時間数の3分の2以上出席した者については、当該実習評価の評価を行う。</p> <p>3 実習評価は、A (80点以上) B (79点～70点) C (69点～60点) D (60点未満) とする。</p>	
客観的な指標の算出方法の公表方法	客観的な指標の算出方法については、学校窓口(事務室)にてどなたでも閲覧することができます。
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>聖和看護専門学校は、3年課程の専門学校として、総合保健活動に参加し、社会に貢献し得る有能な看護師の育成を目的としている。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第17条 修業年度以上在学し、所定の単位数を取得した者には、教員会議の審議を経て、学校長が卒業を認定する。</p> <p>2. 卒業を認定された者は、看護師国家試験の受験資格を取得するものとする。</p>	
卒業の認定に関する方針の公表方法	卒業の認定に関する方針については、学校窓口(事務室)にてどなたでも閲覧することができます。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	聖和看護専門学校
設置者名	医療法人社団大和会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学校窓口（事務室）にてどなたでも閲覧することができます。
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
看護		看護専門	看護	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	新課程 3,195 時間 旧課程 3,045 時間	時間 新課程 1,704 旧課程 1,594	時間 新課程 456 旧課程 416	時間 新課程 1,035 旧課程 1,035	時間 0時間 0時間	時間 0時間 0時間
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		180人	2人	13人	28人	41人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） （概要）様式第2号の3に記載した内容を参照
成績評価の基準・方法 （概要）様式第2号の3に記載した内容を参照
卒業・進級の認定基準 （概要）様式第2号の3に記載した内容を参照
学修支援等 （概要）科目の特徴を踏まえて、授業時間又は15時間の2時間終了毎にリアクションペーパーの実施やミニテストを行っている。また、担任の面談・保護者との面談で学習状況把握を行う。年間を通じて成績不良者には、チューター制を取り入れ、学習支援を行っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
73人 (100%)	0人 ( 0%)	71人 ( 97.3%)	2人 ( 2.7%)
（主な就職、業界等）病院			
<p>（就職指導内容）</p> <p>クラス担任や専任教員が随時相談や面談の練習等を行っている。 就職活動に向けてオリエンテーション、外部業者による就活対策講座（面接、履歴書の書き方）を実施している。</p>			
<p>（主な学修成果（資格・検定等））</p> <p>専門士 看護師免許</p>			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
224人	11人	4.9%
（中途退学の主な理由）進路変更・体調不良		
<p>（中退防止・中退者支援のための取組）</p> <p>成績不良者の対応について、担当教員が単位取得状況や出席日数を確認し、規定の欠課日数や不認定単位数に達するか等、そのような可能性が高い状態で保護者へ警告・連絡するとともに来校依頼し学生本人を交えて三者面談を実施している。 通常は出席状況に問題がある生徒に対しては三者面談を行い、就学継続意思の確認をとった上で、休学もしくは退学の手続きを行うことになる。 また、成績不良とまではいかない生徒で、実習などを目前にして不安による自信喪失を訴える生徒に対しては、補習実技講義を行い対応している。</p>		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	300,000 円	700,000 円	100,000 円	施設整備料
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
平成学術振興財団奨学給付金制度				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 自己評価結果に関しては、学校窓口 (事務室) にてどなたでも閲覧することができます。		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校関係者評価委員会は、自己点検自己評価結果を基に学校関係者評価委員、内部委員学校とともに評価を行い、評価内容について意見交換し学校運営の改善を図り、教育の質的向上と社会的要請の反映を図ることを目的とする。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
高等学校教員	2023. 4. 1～2024. 3. 31	地域・教育
医師	2023. 4. 1～2024. 3. 31	医師
区役職員	2023. 4. 1～2024. 3. 31	地域
実習病院 役職員	2023. 4. 1～2024. 3. 31	実務・医療従事者
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校関係者評価結果に関しては、学校窓口 (事務室) にてどなたでも閲覧することができます。		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 当校ホームページ <a href="https://seiwa-kango.jp/">https://seiwa-kango.jp/</a>
---

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	139
学校名	聖和看護専門学校
設置者名	医療法人社団大和会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		12人	-	12人
内 訳	第Ⅰ区分	-	-	
	第Ⅱ区分	-	-	
	第Ⅲ区分	-	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				12人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	-		
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下)	0人		
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人		
「警告」の区分に連続して該当	-		
計	-		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡つて認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期	後半期

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)	-		
G P A等が下位4分の1	-		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	-		
計	-		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。